

## 4 環境基準等

## 4 環境基準等

### 4-1 環境基準に係る環境庁通達等（抜粋）

(1)大気の汚染に係る環境基準(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

昭和 48 年 5 月 8 日  
環境庁告示第 25 号  
改正 昭 48 環告 35  
昭 53 環告 38  
昭 56 環告 47  
平 8 環告 73

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準について次のとおり告示し、「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」（昭和 47 年 1 月環境庁告示第 1 号）は廃止する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

#### 第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確には握ることができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

#### 第 2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として 5 年以内において達成されるよう努めるものとする。

注 環境基本法の施行に伴い公害対策基本法は廃止するが公害対策基本法第 9 条第 1 項の規定により定められている基準は環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により定められた基準とみなす。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備 考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。

## (2)二酸化窒素に係る環境基準

昭和 53 年 7 月 11 日  
環境庁告示第 38 号  
改正 平 8 環 告 74

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

2 1 の環境基準は、二酸化窒素による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。

3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

### 第 2 達成期間等

1 1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。

2 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

### (3) 環境基準による大気汚染の評価について

#### (ア) 環境基準による大気汚染の評価(二酸化いおう等)

##### ① 短期的評価

二酸化いおう等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域の大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としない。

なお、1日平均値の評価に当っては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としない。

##### ② 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限度があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施する。

1日平均値である測定値（①の評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。

昭和48年6月12日付け環大企第143号  
各都道府県知事・政令市市長あて  
大気保全局長通知より抜粋

## (イ)環境基準による大気汚染の評価

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとの年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）によって行うものとされている。

ただし、1日平均値の年間98%値の算定にあたっては、1時間値の欠測（地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし異常と思われる1時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域の大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含む。）が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いない。

また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

昭和53年7月17日付け環大企第262号  
各都道府県知事・政令市市長あて  
大気保全局長通知参照

## (ウ)環境基準の適用範囲

二酸化窒素に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8項に規定する工業専用地域（旧都市計画法（大正8年法律第36号）による工業専用地区を含む。）、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他原野、火山地帯等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申しそえる。

昭和53年7月17日付け環大企第262号各都道府県知事・政令市市長あて大気保全局長通知より抜粋。なお、二酸化いおう等については、昭和48年6月12日付け環大企第143号各都道府県知事・政令市市長あて大気保全局通知に同旨。

## 4-2 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）

昭和51年8月13日  
中央公害対策審議会

みだしの件に関し、中央公害対策審議会は、大気部会に炭化水素に係る環境基準専門委員会を設置し、検討・審議を行った結果、別添の専門委員会報告がとりまとめられた。

その主たる内容は、環境大気中炭化水素濃度と光化学オキシダントの生成との定量的関係を求めて総合的な検討を行い、光化学オキシダントの生成を防止するための大気中炭化水素濃度の指針を掲示しているところである。

大気部会においては、専門委員会の報告を受理して審議した結果、この報告は適当であると判断された。

よって、本審議会は、これを了承する。

政府においては、光化学オキシダントの要因物質である炭化水素の低減が急務であることに鑑み、炭化水素の排出抑制のための有効な方策を実施するとともに、大気中の炭化水素濃度の監視測定体制の整備を推進する必要がある。

（参 考）

光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針に関する報告（抄）

昭和51年7月30日  
中央公害対策審議会大気部会  
炭化水素に係る環境基準専門委員会

本専門委員会は現時点までに得られた資料を総合的に判断して、光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針としては、次のような数値が適当であると考えます。

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

### 4-3 川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値（抜粋）

平成12年12月1日  
川崎市告示第599号

#### 環境目標値の設定について

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第3条の2の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件にかかる目標値を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

川崎市公害防止条例（昭和47年川崎市条例第12号）第19条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境目標値（昭和47年川崎市告示第98号）は、平成12年12月19日限り廃止する。

物質	環境目標値	
	1時間値	0.10ppm以下
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下
	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.075mg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	0.0125mg/m <sup>3</sup> 以下

備考 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。

4-4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の規定に基づく対策目標値（抜粋）

平成12年12月1日  
川崎市告示第600号

対策目標値の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第6条の規定に基づき、対策目標値を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

物質	対策目標値		達成年度
二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下	
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	全測定所で平成17年度から平成22年度の早期
浮遊粒子状物質	1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	一般環境大気測定所で平成17年度から平成22年度の早期
	1時間値の1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	

備考 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。